

# 中・近世の東中欧における国家と貴族

## シュテンデと宗教的複合

服部 良久

### 1. EU と東中欧

1989年以後の旧東欧諸国の体制転換・政治的環境の激変と、2004年5月に予定されるハンガリー、チェコ、スロヴァキア、スロヴェニア、ポーランド、バルト3国などの加盟による東欧へのEU拡大は、社会主義体制から解放され、あるいは民族国家としての独立を実現したこれらの国々におけるナショナル・ヒストリーの再構築を促しつつある。さらに小山哲氏の紹介によれば、ポーランドのルブリンに拠点を置く東中欧研究所では、ポーランド、リトアニア、ウクライナ、ベラルーシの4国に加え、チェコ、ハンガリーの歴史家も参加し、ナショナル・ヒストリーと並行して、この地域＝東中欧の歴史を共同で研究し、叙述する試みが続けられている<sup>1)</sup>。

「東中欧」East Central Europe, Ostmitteleuropa とは、ドイツの覇権領域というネガティブなニュアンスを伴う「中欧」や、後進的スラヴ地域といった西欧人の差別感、冷戦時代の社会主義圏のイメージと結びついた「東欧」を避け、かつてオスカル・ハレツキーが、「西中欧＝ドイツ」と「東欧＝ギリシア正教世界」の間の、独自の文化と社会を持つ地域として構想した地域呼称を継承したものである。東中欧研究所に参加する上記の諸国とは、いうまでもなく1500年ころのヤギェウォ朝ポーランド＝リトアニア国家の領域に相当する。またポーランド、チェコ、ハンガリー（スロヴァキアを含む）は、1335年にその3王が同盟を結ぶために集まったハンガリーの地に因んで「ヴィシエグラード諸国」とも呼ばれる。このように、「東中欧」諸国は中世から近世初頭にかけて、しばしば王朝連合を経験し、相互に密接な関係にあった。この意味で「東中欧」は、歴史概念として根拠を持つ<sup>2)</sup>。

では「東中欧」史はヨーロッパ史の中に、どのように位置づけられるのだろうか。やはり小山氏によれば、東中欧研究所の中心的歴史家イェジ・クオチョフスキらのコンセプトは、ハレツキーやハンガリーの歴史家スーチ・イェノーの影響をも受け、この地域の歴史が、西欧とのタイムラグを伴いつつも、キリスト教社会、自治的共同体、議会制、そして市民社会的な発展をみたこと、すなわち西欧モデルの枠組みによって新しい東中欧史を叙述することにある。小山氏も指摘するように、こうした東中欧史理解は「東欧」からのヨーロッパへの回帰をめざすものであり、換言すれば EU スタンダードに合わせた歴史理解であるといえよう<sup>3)</sup>。そうした東中欧史のコンセプトは、日本の戦後歴史学がつくりあげてきた、グーツヘルシャフト、再版農奴制（世襲隷農制）、ブルジョワ階級の未成熟、国民国家統合の欠如といったキーワードで特徴づけられる「東欧史」とは、対照的である。東中欧研究所のプログラムは、この地域の新しい政治環境と将来を射程に入れた、ヨーロッパ史における東中欧の新たな位置を提示しようとするものであり、地域の共同作業による歴史像の構築をめざす点でも興味深いが、同時にその歴史解釈は多くの問題をも含んでいる。しかし東中欧史（以下では近世のポーランド＝リトアニア、チェコ＝ボヘミア・モラヴィア、ハンガリーに相当する地域の呼称として用いる）は、以上のような東中欧人自身のアイデンティティの模索と密着した解釈とは別に、ヨーロッパ史を外国史として研究する者にとっても、この地域の貴族の政治文化や、西欧国民国家とは異なる独特の非閉鎖的な政治秩序において、今日とりわけ重要な意味を持っているのではないだろうか。少なくとも中・近世の東中欧史は、東方に拡大しつつある EU の将来にとって、ある種の方向を示唆していると思われる。本稿は、中・近世の東中欧史におけるいくつかの特質を示すことにより、東中欧の「ヨーロッパ回帰」後の新しいヨーロッパ史を考える手がかりを得ようとするものである。

## 2. 中・近世における東中欧の王朝と国家連合

J・H・エリオットによれば、19世紀までのヨーロッパ史においては、1人の君主ないし一王朝の下に複数の「王国」や自立的地域が統合される、「複合君主制 composite monarchies」、「複合国家 composite states」

が、ごく一般的な政治形態であった。中世後期から近世の東中欧史を概観して気づくのは、個々の国家の地域的、民族的<sup>4)</sup>、そして宗教的複合制とともに、ドイツの国王家門ルクセンブルク家とハプスブルク家を加えた、ポーランド＝リトアニア、ボヘミア、ハンガリーの間の頻繁な王朝連合（ないし同君連合）である。その推移を概観してみよう<sup>5)</sup>。

1301年にアルパード朝、1306年にはプシェミスル朝、1371年にはピアスト朝と、各々ハンガリー、ボヘミア、ポーランドの国家的基礎を築いた王朝が断絶すると、以後東中欧ではルクセンブルク、ハプスブルク、アンジュー（ナポリ）、ヤギェウォの4家門がその継承をめぐる競争することになった。プシェミスル家最後のボヘミア王ヴァーツラフ2世の娘とヨハンの結婚によって同王位を継承したルクセンブルク家は、カール4世の下で皇帝位とブランデンブルク辺境伯領を得、帝国東部にヘゲモニアルな権力基盤を形成して優位に立った。カールの息子ヴェンツェルは皇帝位とボヘミア王位を継承したが1400年には廃位されて帝位を失った。他方、1371年にポーランドのカジミェシュ（大王）の死によってピアスト朝が絶えると、アンジュー家のハンガリー王カーロイとカジミェシュの生前の取り決めにより、カーロイの息子、ハンガリー王ラヨシュがポーランド王となった。かくしてポーランド＝ハンガリー同君連合が一時的に成立したものの、ラヨシュには息子がなく、娘の一人ヤドヴィガがポーランド王位を、もう一人の娘マリアがハンガリー王位を得た。皇帝ヴェンツェルの弟ジギスムントは、このマリアとの結婚により1387年にハンガリー王、1419年のヴェンツェルの死後はボヘミア王、皇帝となった。またヤドヴィガは1386年、カトリックに改宗したリトアニア公ヨガイラ（ポーランド名ヤギェウォ）との結婚により、ポーランド＝リトアニア国家連合が成立した。

ルクセンブルク家がジギスムントの死によって男系を絶やした後、その娘との結婚によってハプスブルク家のアルブレヒトがボヘミア王、ハンガリー王、そしてドイツ国王となり、一時的にハプスブルク家の3国同君連合が成立した。しかしアルブレヒトが1439年に病没すると、大半のハンガリー貴族はその死後に生まれた幼い息子ラディスラウスよりも、ヤギェウォ朝のヨガイラの息子、ヴワディスワフ3世を王として望み、ヴワディスワフはポーランド＝リトアニア王位に加え、ハンガリー王位をも獲得した。1444年にオスマンとの戦いでヴワディスワフが没

した後、ハンガリー貴族はラディスラウスを国王に選出するが、ラディスラウスは実権を行使せず夭折した。そして1458年には中小貴族の圧倒的支持を得たマーチャーシュが国王となり、ハンガリー王位をねらうハプスブルク家の皇帝フリードリヒと対立した。

さてヤギェウォ家では、ヴワディスワフ3世の死後、ポーランド＝リトアニア王位を継いだ弟カジミェシュは、前述のボヘミア、ハンガリー王であったハプスブルク家のアルブレヒトの娘エリーザベトと結婚し、両王国への影響力を強めた。その息子ヴワディスワフ（2世）は1471年、聖杯派（穏健フス派）のボヘミア王イジーが没した後、同王の生前の指名によって王位を継承し、ヤギェウォ家はハプスブルク家と反マーチャーシュ同盟を結んだ。このヴワディスワフはマーチャーシュの死後、1490年にはハンガリー国王に選ばれる（ウラスロー2世）。ヴワディスワフの娘アンナは後の皇帝フェルディナント1世と、ボヘミア、ハンガリー王となる息子ルドヴィク（ラヨシュ）2世は、フェルディナントの姉妹 MARIA と結婚し、かくしてハプスブルク家の皇帝マクシミリアンの孫とヤギェウォ家の二重婚姻が成立したこともあり、後にカジミェシュは「ヨーロッパの祖父」とさえ呼ばれた。しかしこの結婚は1526年、オスマン朝とのモハーチの戦いでルドヴィク（ラヨシュ）2世が落命したことから、ハプスブルク家にハンガリー、ボヘミア王位をもたらし、東中欧におけるヤギェウォ家の覇権は頓挫した。以後、オスマン帝国の圧力に耐えつつ（オーストリア）ハプスブルク家は、とくにカール5世の後を襲うフェルディナントの下でネーデルラントからプラハ・ヴィーンに中心を移し、中欧の覇者＝「ドナウ帝国」の支配者として、近世を貫く安定したポジションを得ることになる。これに対し、バルト海から黒海北部、ウクライナに至る東方への拡大を果たし、ル布林合同を経て「貴族共和国」の道を歩むポーランドは、ハプスブルク家としばしの間、東中欧における領分を分かちことになるのである。しかしヤギェウォ朝断絶後の「貴族共和国」ポーランドでは、シュラフタの国王選挙に際して様々な「外国人」が国王候補となり、ハプスブルク家も1570年代、80年代には3度に及んで王位をめざし、軍事介入さえ厭わなかった。

以上のように、すでに14世紀から1526/27年のハプスブルク家によるボヘミア、ハンガリー獲得までの時期に8度、ポーランド、ボヘミア、

ハンガリーは何れかの組み合わせで同君連合を行っている。とりわけヤギェウォ朝ポーランド＝リトアニア成立後の東中欧においては、ハプスブルク家とヤギェウォ家が、固有の世襲王朝が確立しないハンガリー、ボヘミアの王位を巡って争った。両地域の貴族の要請や合意に基づき、彼らの慣習や特権の保証により統治することによって成立するヤギェウォ家、ハプスブルク家の複合国家は、王朝を媒体とした連邦的結合体に他ならない（必ずしも同君連合ではない）。ヤギェウォ朝断絶後のポーランド自体も含めて、東中欧の国家はこの意味でオープンかつ密接な相互関係にあり、エリオットのいう「複合君主国」は常態であったともいえる。また、そもそもポーランド＝リトアニアやハンガリー、そしてハプスブルク帝国が様々な言語と民族を含む地域の複合体であったことを考えれば、王朝連合を繰り返すこれらの諸国におけるアイデンティティ形成が複合的、重層的であったことは容易に理解できる。

ではこのような王朝連合を成立させた要因は何であったのか。筆者の前稿では、こうした連合のひとつの契機として、神聖ローマ帝国のオープンな国制を指摘した。すなわちボヘミアは帝国諸侯領であり、ポーランド、ハンガリーはその帝国外の王国であるにもかかわらず、ヤゲウォ家が帝国諸侯領ボヘミアの支配者となり、また皇帝家門がハンガリーをも支配した。従ってこの地域の諸王朝はハプスブルク家も含めて、帝国の境界を出入りしつつ王朝連合を形成していたのである。しかしこのような王朝連合は、王朝の意志や家門利害のみで実現したのではない。そこにはやはり、当該国家の貴族の政治的意志が大きな影響力を持っていたのである。たしかに、傑出した代表的家門を持たぬ場合（実際にこうしたケースが多い）、貴族層は自分たちの中から国王を選出することはできなかったが、ピアスト朝断絶後のポーランドや15世紀のハンガリー、ボヘミアで度々みられたように、彼らの意志と合意により他国の王朝から国王を迎えたのである。このとき外国からの国王は貴族に慣習的特権（*プラス・アルファ*）を鷹揚に承認するのが通例であった。つまり王朝連合を可能にしたのは、貴族身分を中心とするシュテンデ（政治的権利を認められた身分団体）であり、同時に王朝連合はシュテンデの政治的成長を促したといえよう。王朝の選択と国制を規定するこうしたシュテンデの政治的意志の重要性は、東中欧史の特質の一つである。

### 3. シュテンデの成長と国家

身分制的国制はドイツを含む西欧においては、絶対主義への過渡的段階として位置づけられてきた。これに対し近世の東中欧諸国は絶対主義に向かわず、ポーランド貴族のように、シュテンデは長期にわたって君主の国家統合を妨げ、あるいは解体に導いた勢力として否定的に捉えられることが多かった。他方で、前述の東中欧研究所のコンセプトは別としても、ライプチヒの「東中欧の歴史と文化」(精神文化センターの一部門)が進めるプロジェクト「16-18世紀東中欧の国家モデルとしての初期議会制的、シュテンデの合意システムと宗派的、地域的、民族的複合制に対するその統合力」の1996年に公にされた成果の一部は、やはり新たな視点によりその再評価を試みている<sup>6)</sup>。J・パールケらの序言によれば、神聖ローマ帝国とオスマン朝、モスクワ大公国(ロシア)の間に挟まれた東中欧では15-18世紀に、これらの隣接諸国や西欧とは異なる独自の(身分制的な)政治システムと政治文化の構造と伝統が形成された。すなわちパールケらは、絶対主義と国家の近代化に結びつかぬ東中欧の身分制的君主制は、西欧モデルに対するもう一つの可能性(アルタナティーフェ)を示すものであり、またシュテンデが、東中欧国家に特徴的な、複合的な民族、文化、言語、宗教を持つ社会を統合する可能性をも有したことを考えてみるべきであると述べる<sup>7)</sup>。

O・ヒンツェは君主に対して集团的、社团的に組織された身分団体がラントを代表するシュテンデ制度を、ローマ・カトリック的ヨーロッパに固有の現象としたが<sup>8)</sup>、G・シュラムによればこの意味ではポーランド、ハンガリー、ボヘミアでは、シュテンデは典型的な発展を示したのである。中世末期から近世の東中欧における政治文化の共通性を考察したシュラムは、1500年頃にはポーランド、ボヘミア、ハンガリーにおける国民的政治文化が成立し、それらは密接に関連しつつ、ヨーロッパにおける一つの地域文化を形成したと述べる。いうまでもなくそれは貴族の支持と合意に基づく君主制である。そうした貴族を中心としたシュテンデ制の発展は、ハンガリーではすでに1222年の「黄金勅書」に、ポーランドでは14世紀後半、ハンガリーのアンジュー朝(ラヨシュ)による王位継承を安定化させたコシツェの特許状付与(1374)により、始まった。また、国王個人と区別される、守護聖人への崇敬と結びつい

た王冠が国土の所有者であり、王国住民は第一に王冠への忠誠を守らねばならないという観念は、ボヘミアにおける聖ヴァーツラフ、ハンガリーの聖シュテファン（イシュトヴァーン）の王冠と結合して中世盛期に萌芽がみられるが、ポーランドをも含めて14,15世紀のうちに、シュテンデの君主権に対抗する論理として明確化する。また西欧の貴族が黒死病に伴う農業経営と領主経済の危機に見舞われたのに対し、東中欧の貴族はむしろその地位と基盤を強化することができた。このようなプロセスを経て3国でいずれも1500年ころには、貴族身分の特権保証による身分制国家の確立を示す法令が見られるのは興味深い。すなわちボヘミア王国における1500年のラント条令、1505年のポーランド国会において出された布告「ニヒル・ノヴィ」（国王の決定は国会の同意を要する）、同年のハンガリー王国における国王選挙規定がそれである<sup>9)</sup>。

もちろんポーランド、ボヘミア、ハンガリーにおいて全く同じシュテンデ的国制が発展したのではない。ヒンツェは身分制議會の比較類型学的考察において、フランク帝国の外部（周辺）にあって、封建制の浸透がなく、地域団体とその自治が維持された地域では二院制が成立し、フランク帝国に含まれた地域では三部会制が形成されると述べた。東中欧地域の身分制議會は事実、基本的には、高位聖職者や王国の顯職を担う有力貴族の構成する上院（ポーランドの参議會、16世紀にはセナート＝元老院、ハンガリーのマグナーテン集会）と、地域代表との性格をも持つシュラフタなどの中小貴族や都市民代表（ポーランドでは稀）からなる下院から構成された。しかしボヘミアではフス派の影響もあり、高位聖職者と上級貴族が結合して独自の部会を確立することはなく、二院制はそれほど明確には現れなかった<sup>10)</sup>。

このような相違にもかかわらず、シュラムによれば、ポーランド、ボヘミア、ハンガリーの貴族は、その議會を中心とした政治的活動により、中世末期のうちに「貴族ネイション Adelsnation」と呼びうる存在となった。そして少なくとも17世紀半ばころまでは、また「貴族共和制」下のポーランド、およびハンガリーではそれ以後も、貴族を中心とするシュテンデが国王選挙権を含めて国制の要となり、西欧の絶対主義とは異なる議會制的なシステムによって君主の統治と国家統合を支えた。この意味で上述のように、東中欧研究所のポーランド史叙述が、シュラフタを国家市民として解釈したのも理解できる。貴族の身分的結合はポー

ランドやハンガリーにおいては、言語境界をも越えて *communitas*, *universitas* としての共属意識を示し、この共通の意識を持つ貴族たちは、ポーランドの西ウクライナへの拡大や西プロイセン併合においては膨張的な傾向さえ示したのである<sup>11)</sup>。

このような貴族のシュテンデとしての政治的行為能力は、国王選挙や王位継承に際しての彼らの言動において明確に現れる。ポーランドの王位がピアスト朝からハンガリー王の息子ラヨシュに移るに際して、ラヨシュは貴族たちにピアスト朝以来の王位継承の慣習を確認しなければならなかった。この後、ラヨシュの娘、ヤドヴィガからリトアニア大公ヤギェウォへ、そしてヤギェウォの4度目の結婚から得た息子への王位継承において、シュラフタはその承認の代償に様々な身分特権を獲得した。またハンガリー王でもあったラヨシュが息子なくして没した後の、ハンガリー王位の継承をめぐる王朝のめまぐるしい交代において、貴族は大きな影響力を持った。ポーランド、ハンガリーにおけるこのような王位継承の経緯は、やがて貴族による自由な国王選挙の観念を生み出す。ポーランド王ジグムント1世が幼少の息子をリトアニア大公とし(リトアニア大公位は世襲制だった)、さらに1529年にポーランド国会で息子を時期国王に選ばせようとしたとき、貴族たちは、国王存命中の次期国王選挙は、シュテンデの權益を損なうとして反対した。ヤギェウォ朝の断絶が間近に迫った1569年、ポーランド、リトアニアの分裂を恐れた両地域の貴族は、「ル布林合同」によって両地域が将来も単一の君主の下に置かれることを確認したが、ここでもやはりリトアニアの世襲原理ではなく、ポーランドの選挙原理が王位継承の原則とされたのである。1575年、国王アンリ・ド・ヴァロワがフランスに去った後、ワルシャワ郊外のヴォラにて、数万人のシュラフタが参集して国王選挙を行った。また1697年には、オスマン朝の軍隊からヴィーンを解放した英雄的国王ソビエスキの息子ではなく、ザクセン公アウグストが国王に選ばれた。こうして「貴族共和制」下では、国王の「自由選挙」が明確な事実となった。ハンガリーではフェルディナント以後のハプスブルク家の君主は王位の世襲を要求したが、貴族は国王選挙こそ彼らの自由の核であるとして、逆に自由選挙を要求した。オスマン朝に対する決定的な勝利の後、1687年の国会においてハプスブルク家はようやく、ハンガリー王位の長子世襲を認めさせたのである<sup>12)</sup>。



ドイツの領邦統治においては中・近世にもなお、西欧諸国に比して家産的原理が強く遺っていた。君主位の継承は長らく君主家門内の相続問題とされ、そのため中世後期にもしばしば領邦の相続分割が行われた。領邦（ラント）が、君主の人格から区別される公的なインスティテューションであるとの観念は明確とはならず、ラントは長く、君主家門の家産と見なされたのである。これに対して東中欧では、早い時期からシュテンデが国家の一体性（不可分割）を保証し、同時に彼らの権益の保護者たるべき君主権とその継承をコントロールした。シュラムは、東中欧諸国のシュテンデ制は、市民身分の代表制が不完全だったことなどを別にすれば、ドイツ以上に西欧諸国に近いものであり、ヨーロッパにおける身分制国家の意義を正しく評価するためには、東中欧3国のそれをヨーロッパ全体の中に位置づけねばならないと述べる<sup>13)</sup>。東中欧においては早期から、ある政治的局面における国家の公共性が君主ではなく、その持続的、集団的な政治的意志形成においてシュテンデによって担われたことは明らかであろう。

議会の構成や17世紀以後の政治的地位・機能において差異はあるものの、ポーランド、ボヘミア、ハンガリーに共通するこのようなシュテンデの際だった政治的力量が、その同意によって、3国間の王朝の相互選択を可能としたのである。このような相互関係においてはもちろん、3国の貴族たちの婚姻関係や、各々の君主の宮廷における交わりも重要な意味を持つ。とりわけハプスブルク家の「ドナウ帝国」下にオーストリア、ボヘミア、ハンガリーの貴族は、君主の宮廷を核として結びつきを強めた。王国を支える「国民」としての一体性と同時に、王国を越える貴族家門の結合と交流もまた、王朝連合の形成と密接に関連する事象である。ではこうしたシュテンデのあり方は、東中欧社会にどのような影響を与えたのだろうか。

#### 4. シュテンデと宗教・宗派の複合

複数の宗教・宗派の共存もまた、正教世界とローマ・カトリック、さらにはオスマン朝に挟まれた東中欧の特質である。ポーランド＝リトアニアでは宗教改革以後のカトリック、ルター派の他、リトアニアのルテナ（ウクライナ）、ベラルーシでは少なくとも農民は正教信仰を保ち、

さらに 1595 年、ブレスト＝リトフスクの合同によりルテニア、ウクライナには合同教会（ユニアート）が広がった。またポーランドにはユダヤ人も多い。ポヘミアではフス派がターボル派＝急進派（後にポヘミア兄弟団へ）と聖杯派（ウトラキスト）＝穏健派に分化した後、さらにウトラキストの一部は、宗教改革の影響下、ルター派と結合した改革派＝新聖杯派を形成し、ルター派とともにシュテンデの多数派を占めた。ハンガリーではドイツ人の多い都市などではルター派の勢力が強く、またマジャール人の多くはカルヴァン派を受容した。とくに宗派共存が顕著なのはハンガリー東部（今日のルーマニア）のトランシルヴァニアである。ここではオスマン朝の名目的宗主権下に、プロテスタントを擁護するトランシルヴァニア侯の半独立国家が維持され、カトリック、ルター派、カルヴァン派、正教会の他、反三位一体派（ユニテリアン）も公認されていた<sup>14</sup>。

このような宗派共存が可能であったのは、国家レベルの宗教統一が政治的に貫徹されない、ないし意味を持たないからであり、当然ながら貴族を中心とするシュテンデの発展と密接な関係にある。ここでは個々の貴族（個人）が宗派を選択し、自分の所領においては領民にその宗派を強制した（領地における宗派体制化 *Konfessionalisierung*）。もちろん貴族の宗派間の勢力争いは存在したが、しかしやがて相互容認の共存体制が成立するのである。ポヘミアではシュマルカルデン戦争中の 1547 年におけるプロテスタント蜂起が鎮圧された後も、フス戦争以来の苦い経験をふまえハプスブルクの君主フェルディナントは、貴族に対しては寛容な政策を続けた。その中で 1575 年にはプロテスタント諸宗派（ルター派、新聖杯派、ポヘミア兄弟団）は共通の「ポヘミア人の信仰告白 *Confessio Bohemica*」を作成し、皇帝マクシミリアンによって承認された<sup>15</sup>。「アウクスブルクの信仰告白」にフス派の要素を加えたその内容はきわめて妥協的であるが、ともあれ個々の貴族はその領地における宗派決定権を持ち、*cuius regio, eius religio* の原則は貴族単位で承認された。ここでは君主も、ドイツ領邦のような国家単位の宗派統一を可能とは考えていなかったのである。皇帝ルードルフ 2 世の宮廷がプラハに置かれた 1583-1611 年には、カトリック貴族の優遇等によって再カトリック化が進んだが、1609 年には非カトリック諸宗派はなお一致して皇帝に上記信仰告白を認めさせ、全ての貴族、団体の信仰の自由が保障さ

れた<sup>16)</sup>。このようにボヘミアでは、プロテスタント諸派の宗派体制化は、個々の貴族の支配領域（ないし自由都市）で、そして政治的なシュテンデ団体のレベルで展開しつつ、君主権に対する抵抗の核となり、1575-1620年にはそのピークを迎えたのである。その中で、既に30年戦争に入った1619年にはボヘミア王冠諸邦（ボヘミア、モラヴィア、シレジア、上・下ラウジッツ）のプロテスタント貴族は「ボヘミア連合 *confederatio Bohemica*」を形成し、信仰の自由と諸邦の政治的平等を確認した。プロテスタント・シュテンデはこのとき、領邦を超える連邦制的国制への展望をも示したのである。そして君主のイニシアティブによるボヘミアの再カトリック化はやはり、1620年のピーラー・ホラの戦いにおけるプロテスタント勢力の敗北とともにようやく本格化するのである。

ハンガリーにおいてもルードルフ2世の下で、司教座の再建により、少数派となっていたカトリックの強化が推進されたが、1604年にはこれに対してプロテスタント諸派は初めて団結して蜂起した。1609年のヴィーンのと議では結局、ルードルフもシュテンデと臣民の信仰の自由を保障しなければならなかった。17世紀を通じてハンガリーのシュテンデは、ハプスブルクの君主権強化の試みに対してその自由と特権を守るために、議会による抵抗と蜂起をくり返し、信仰の自由を維持したのである<sup>17)</sup>。なおヴィーンのと議の後、やはりプロテスタント貴族の多かったモラヴィア、そしてオーストリア、ハンガリーのプロテスタントの連盟が、さらにはボヘミアとシレジアのプロテスタントの連盟が成立したように、カトリック側の全欧的攻勢に対し、プロテスタントのシュテンデの国家を越える広域的な連帯が見られたのも、同時代の東中欧における特徴的現象である<sup>18)</sup>。

ポーランドではプロテスタントはボヘミア、ハンガリーに比して遙かに少なかったが、宗教改革時代の国王ジグムント2世は寛容政策をとり、地域によって差異はあるものの、大貴族（マグナーテン）、シュラフタの一部にはルター派、カルヴァン派が受容された。ここでも貴族は基本的に宗派選択の自由を維持し、統一的な宗派体制化はどのレベルでも見られなかった。ヤギェウォ朝断絶後の危機の中で、1573年にプロテスタントを含めた諸宗派は「ワルシャワ連盟」を結成し、各貴族の信仰の自由を含めた特権を確認したが、これは新国王アンリ・ド・ヴァロワと

の選挙協約によって承認された。東中欧の宗派体制化を比較考察したW・エーバーハルトによれば、ポーランドのプロテスタント貴族はボヘミア、ハンガリーと異なり、カトリック君主への対抗ではなく反聖職者的な心性によって特徴づけられ、アグレッシブな政治化、組織化はなかった<sup>19)</sup>。たしかに16世紀末にはスウェーデン出身の国王ジグムント・ヴァーザの下で、イエズス会の協力によるカトリック強化が進められ、1606/07年の非カトリック、反国王派のシュラフタの叛乱は鎮圧された。しかしボヘミアとは異なり、ポーランドの再カトリック化は漸次的、平和的のみに進められた。またカトリック的宗派体制化も王権強化や近代国家形成の基盤とはならず、むしろカトリック的「貴族国民」の自意識、アイデンティティの基礎となったのである。

## 5. 東中欧のシュテンデ的政治文化

以上のように、ポーランドとボヘミア、ハンガリーの間には、非カトリック、プロテスタント貴族の政治的影響力、君主との関係の展開に差異はあるものの、基本的に貴族を中心とするシュテンデが個別に宗派の選択権を維持しようとしたこと、非カトリック貴族が君主の宗教的抑圧を彼らの政治的権限の侵害と見なして、シュテンデとして大同団結し、議会で、また議会外の蜂起によって抵抗したこと、以上のような共通性がみとめられる。君主ではなく自分たちが「信仰の保護者 *defensor fidei*」であるとの自負は、シュテンデのアイデンティティとなった。しかもプロテスタント貴族の結合は個々の王国を越え、ハプスブルク家のドナウ帝国に対応する広がりを示したのである。それはポーランドや17世紀以後のボヘミアにおける再カトリック化過程においても同様であり、国家ではなくカトリック貴族が社会（領地）の宗派体制を強化した。エヴァンズが述べるように、東中欧では宗派化と絶対主義は結びつくことはなかったのである<sup>20)</sup>。国家（領邦）レベルでの臣民社会の均質化と規律化をめざすドイツ、西欧の国家的宗派体制化のモデルに対して、このようなシュテンデを担い手とする分権的、複合的な宗派体制化は、東中欧の歴史的特質といえよう。

しかしこうした政治文化を、東中欧研究所のクオチョフスキらが考えるように、近代の市民社会に直結するものと解釈することには多くの問

題がある。何よりも、このようなシュテンデ、実質的には貴族の政治文化は、自身の支配領域（グルントヘルシャフト、グーツヘルシャフト）における権威に定礎されていた。Th・ヴィンケルパウアーが強調するように、オーストリア、ボヘミアにおける宗派体制化と社会的規律化の担い手は、原則として個々の領主（グルントヘル）であり、その動機は何よりも、市場向け生産のための所領経営の効率化であった。それは前述のように、17世紀の再カトリック化の下で優勢となるカトリック貴族についても同様である<sup>21)</sup>。それゆえプロテスタント貴族も、プロテスタントの市民や農民と同盟することはなく、その関心はあくまで、領民の司牧と救霊をも監督するオープリヒカイトとしての権威と権限の強化にあった<sup>21)</sup>。ポーランド＝リトアニアにおけるシュラフタの「民主主義」、「議会主義」が社会と国家のその後の歩みに及ぼした影響についても、さらに視野を広げて検討しなければならない。

東中欧の歴史を西欧型歴史モデルの中に統合する試みは、なお多くの課題を抱えている。むしろ東中欧諸国の歴史における地域、宗教、民族とアイデンティティの複合性、オープンな国制、そしてこれらと不可分の関係にある分権的、合議的な貴族的政治文化は、今後東方に拡大するEUのあり方についても、西欧型の国民国家連合とは異なり、様々なスタンダードを許容する、よりソフトな地域連合への可能性を示唆しているように思われる。

#### 注

- 1) 小山哲「よみがえるヤギェウォ朝の記憶」谷川稔編『歴史としてのヨーロッパ・アイデンティティ』山川出版社、2003年、178-182頁。
- 2) オスカー・ハレツキー『ヨーロッパの時間と空間』慶應義塾大学出版会、2002年、15頁。「中欧」「東中欧」などの用語の含意と問題については、羽場久泥子「EUの拡大と『中欧』認識のゆらぎ」谷川稔編、前掲書、201-202頁を参照。
- 3) 小山、前掲論文、189頁。
- 4) Elliott, J.H., *A Europe of Composite Monarchies: Past & Present* 137, 1992, pp.48-71.
- 5) 以下の王朝連合の経緯は、拙稿「地域と国家 非『国民国家』型統合」谷川稔編、前掲書、144-149頁を参照。
- 6) Bahlcke, J./Bömelburg, H.-J./Kersken, N. (Hg.), *Ständefreiheit und Staatsgestaltung in Ostmitteleuropa. Überregionale Gemeinsamkeiten*

*in der politischen Kultur vom 16.-18. Jahrhundert*, 1996.

- 7) Ebenda, S.7-8.
- 8) O・ヒンツェ(成瀬治訳)『身分制議会の起源と発展』創文社、1975年、80-88, 128頁。
- 9) Schramm, G., Polen Böhmen Ungarun: Übernationale Gemeinsamkeiten in der politischen Kultur des späten Mittelalters und der frühen Neuzeit, in: Bahlcke, J./ Bömelburg, H-J./Kersken, N. (Hg.), a.a.O., S.16-18.
- 10) ヒンツェ、前掲書、13-14, 29, 33, 105, 111頁。
- 11) Schramm, a.a.O., S.22.
- 12) Ebenda, S.31-32.
- 13) Ebenda, S.38.
- 14) 以上の東中欧における宗教改革と宗派体制化については、Eberhard, W., Voraussetzungen und strukturelle Grundlagen der Konfessionalisierung in Ostmitteleuropa, in: Bahlcke, J./Strohmeyer, A. (Hg.), *Konfessionalisierung in Ostmitteleuropa*, 1999, S.89-103.
- 15) ボヘミアのシュテンデと宗派体制化については、Ebenda, S.97-101; Vorel, P., Die Aussenbeziehungen der böhmischen Stände um der Mitte des 16.Jahrhunderts und das Problem der Konfessionalisierung, in: Bahlcke, J./Strohmeyer, A.(Hg.), a.a.O., S. 169-178. 薩摩秀登『ブラハの異端者たち』現代書館、1998年、219-275頁。
- 16) Ebenda, S.176-177.
- 17) Eberhard, S.90-93.
- 18) Ebenda, S.100.
- 19) Ebenda, S.96.
- 20) Evans, R.J.W., Die Grenzen der Konfessionalisierung. Die Folgen der Gegenreformation für die Habsburgerländer (1650-1781), in: Bahlcke/Strohmeyer (Hg.), a.a.O., S.406.
- 21) Winkelbauer, Th., Grundherrschaft, Sozialdisziplinierung und Konfessionalisierung in Böhmen, Mähren und Österreich unter der Enns im 16. und 17. Jahrhundert, in: Bahlcke, J./Strohmeyer, A.(Hg.), a.a.O., S.307-338. この点でオーストリア東部の領邦はボヘミアとの共通性を示している。
- 22) Ebenda, S.311-312.

(京都大学大学院文学研究科教授)